

7月1日(金)～

幼稚園と保育所の窓口がひとつになります



7月1日(金)から、子育て支援課と保育課に分かれている業務を再編して、幼児教育・保育課を新設します。就学前の子どもの幼稚園の入園・保育所の入所・そのほかの保育サービスの利用などについて、保護者の方がひとつの窓口で相談できるようになります。また、未就学の子どもを預かる事業者の方が、教育・保育の内容を相談できる窓口もひとつにまとまります。

□7月1日(金)以降の部署・窓口

課名	係名	主な業務内容	直通電話番号
幼児教育・保育課	事業調整係	幼稚園・保育所等の設置認可などに係る業務、市立保育所の管理運営	☎042-452-6777
	給付係	幼稚園・保育所等の運営に係る給付・補助に係る業務 幼稚園・保育所等利用保護者に対する給付・補助に係る業務	☎042-497-4926
	相談受付係	幼稚園・保育所等の利用者支援、幼児教育・保育等の給付認定、一時保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業の相談・受付	☎042-460-9842
子育て支援課	調整係	子ども施策の総合調整、計画管理	☎042-460-9841

▶子育て支援課 ☎042-460-9841 ▶保育課 ☎042-497-4926

マイナンバーカードの申請はお済みですか？



持っている方 証明書コンビニ交付サービスをご利用ください

利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方は、各種証明書を窓口よりも100円安く取得できるコンビニ交付サービスを利用できます。

※利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)の入力が必要です。

場 マルチコピー機が設置されている全国の主要なコンビニエンスストア

時 午前6時30分～午後11時(12月29日～翌年1月3日およびメンテナンス日を除く)

- 手数料が窓口より100円安いよ
- 午前6時30分から午後11時まで利用できるよ！



マイナポイント第2弾 受付中！

最大2万円分のポイント付与

詳細はこちら



□取得できる証明書

- 住民票の写し(住民票コードは記載されません)
- 印鑑登録証明書(事前に印鑑登録をされている方のみ)
- 戸籍の全部事項(謄本)証明書・個人事項(抄本)証明書・附票の写し(原則住所・本籍が西東京市の方のみ)
- 市民税・都民税課税(非課税)証明書(最新年度分のみ)

持っていない方や申請を悩んでいる方

マイナンバーカード申請受付出張窓口

マイナンバーカードの交付申請のための出張窓口を開設し、申請のお手伝いをします。マイナンバーカードの申請がまだお済みでない方、カードを作りたいが申請方法がよく分からないという方は、この機会にぜひご利用ください。

日程	場所	住所
7月12日(火)	柳沢公民館	柳沢1-15-1
13日(水)	下保谷福祉会館	下保谷4-3-20
14日(木)	ひばりが丘公民館	ひばりが丘2-3-4
20日(水)	住吉会館ルピナス	住吉町6-15-6
27日(水)	田無総合福祉センター	田無町5-5-12

●午前9時30分～正午 / ●午後1時30分～4時

持 ●通知カード(マイナンバーが記載された紙製のカード)
※通知カードのご持参がない場合、必要な持ち物が異なりますので、事前にお問い合わせください。

●顔写真(縦4.5cm×横3.5cm・無背景・最近6カ月以内に撮影されたもの)
※顔写真撮影サービスをご利用の場合は不要

●本人確認書類AまたはB(現情報と一致のもの)

A(1点)：運転免許証・旅券・在留カードなど官公署発行の顔写真付き

B(2点)：健康保険証・年金手帳・介護保険証など官公署発行の顔写真無し

※Bのうち2点目は、社員証・学生証・診察券など、氏名と住所または氏名と生年月日が記載されたものでも可

●住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

問 西東京市マイナンバー専用ダイヤル ☎042-460-9845

▶市民課 ☎042-460-9820 / 保 ☎042-438-4020

出張所にマイナンバーカード申請サポート窓口(予約制)を開設します

出張所にマイナンバーカードの交付申請をサポートする窓口を6月15日(水)から開設します。顔写真撮影サービスもありますので、ぜひご利用ください。

時 6月15日(水)以降の平日午前10時～正午、午後1時～4時

※(土)・(日)・(祝)を除く

場 柳橋出張所・ひばりヶ丘駅前出張所

申 6月15日(水)から、電話で住所・氏名・電話番号・希望日時を下記へ

▶市民課 ●柳橋出張所 ☎0422-51-3266

●ひばりヶ丘駅前出張所 ☎042-421-0120

住居確保給付金のコロナ特例再支給の申請受付期限の延長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置としての住居確保給付金再支給の申請受付期限を、6月末から8月末まで延長します。再支給期間は3カ月です。収入や預貯金などの要件があります。

※申請方法など詳細は市 ☎ または下記へお問い合わせください。

※本特例による再支給は1回限りです。

□申請受付期限 8月31日(水)まで

▶地域共生課 ☎042-420-2809

ごみの出し方 ワンポイント

□カラスなどの鳥獣被害にご注意を
近年カラスや猫などの鳥獣がごみを荒らす被害が多発しています。特に可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック容器包装類を出す際は、ネットやふた付きのバケツに入れて出してください。

□強風時、資源物の飛散防止にご協力を

強風時、びん・缶・ペットボトル・カゴが飛散する場合があります。上からネットをかけるなど飛散しない工夫をお願いします。

▶ごみ減量推進課 ☎042-438-4043